⑵　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって⑴に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007
⑶　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、⑴及び⑵に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009
⑷　軽自動車であって、⑴に掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007

ロ　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
⑴　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
⑵　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって⑴に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
⑶　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、⑴及び⑵に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
⑷　軽自動車であって、⑴に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009

別添四十一一の一・中「10人」を「９人」に改める。

別添四十一一中「別添42　軽・中量車排出ガスの測定方法
１．適用範囲」を「別添42　軽・中量車排出ガスの測定方法
Ⅰ　JC08モード法
１．適用範囲」に改め、同別添一・中「10人」を「９人」に改め、同別添別紙６の表２及び同別添別紙６の２の表２中「表イ」を「イ表⑴」に、「表ロ、ハ及びニ」を「イ表⑵、⑶及び⑷」に改め、同別添に次のように加える。

Ⅱ　WLTCモード法

1.　適用範囲

この技術基準は、ガソリン、液化石油ガス（以下「LPG」という。）、圧縮天然ガス（以下「CNG」という。）又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを別紙１の世界統一試験サイクル（以下「WLTC」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（以下「排出ガス」という。）に含まれる一酸化炭素（以下「CO」という。）、非メタン炭化水素（以下「NMHC」という。）、窒素酸化物（以下「NOx」という。）及び粒子状物質（以下「PM」という。）の排出量の測定について適用する。

2.　定義

2.1.　試験機器

2.1.1.　「正確度」とは、測定値と基準値の差をいう。

2.1.2.　「二段希釈法」とは、PMフィルタより上流で、総排出ガスの一部を分離し、適切な量の希釈空気と混合する方法をいう。

2.1.3.　「総排出ガス希釈装置」とは、総排出ガスとCVS装置により採取された希釈空気と連続で混合する装置をいう。

2.1.4.　「線形化」とは、濃度と装置応答の数学的関係を確立するために、ある範囲の濃度又は特定の物質を用いることをいう。

2.1.5.　「大規模メンテナンス」とは、影響を受けた可能性がある事項について検定又は校正を行うため、測定の正確度に影響を及ぼす可能性がある構成機器等について調整、修理又は交換を行うことをいう。

2.1.6.　「精密度」とは、同一条件の下での複数回の計測結果が同一の結果を示す度合いをいう。本技術基準において、精密度の要件は常に１標準偏差とする。

2.1.7.　「基準値」とは、測定すべき真の値をいう。

2.1.8.　「スパン校正」とは、計測器の計測幅又は想定される計測幅における最大値の75％から100％に相当する校正基準に対して、適切な応答が得られるように機器を調整することをいう。

2.1.9.　「検証」とは、測定装置の出力が、受諾用に事前に定められた閾値の適用基準信号の範囲内であるかどうかを評価することをいう。

2.1.10.　「ゼロガス」とは、分析計におけるゼロ応答を「二段希釈法もいう。当該ガスは、純窒素、純空気又は純空気及び純窒素の組合せのいずれかとすることができる。

（参考図）

